

目次

条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第33号）	4
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第34号）	5

規則

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	佐竹史料館（第26号）	6
秋田市立佐竹史料館条例の施行期日を定める規則	佐竹史料館（第27号）	7
秋田市立佐竹史料館条例施行規則	佐竹史料館（第28号）	8
秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	文化振興課（第29号）	12
秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	子ども総務課（第30号）	13
秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	子ども健康課（第31号）	14
秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課（第32号）	15
秋田市宅地造成及び特定盛土等規則法施行細則	都市計画課（第33号）	16

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	文書法制課（第1号）	28
--------------------------	------------	----

告示

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第153号）	31
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第154号）	32

出納員および現金取扱員の委任等について	会計課(第155号)	33
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第156号)	35
秋田県知事の令和7年度地籍調査事業計画の決定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室(第157号)	36
令和6年度第8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課(第158号)	37
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第159号)	38
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課(第160号)	39
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課(第161号)	41
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和7年 賦課年度令和6年)の公示送達について	国保年金課(第162号)	42
令和7年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課(第163号)	43
期高齢者医療保険料納入通知書(令和6年度相当分)および後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書(令和6年度相当分)の公示送達について	後期高齢医療課(第164号)	44
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課(第165号)	45
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課(第166号)	47
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第167号)	48
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第168号)	49
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第169号)	50
宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定について	都市計画課(第170号)	51
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課(第171号)	52
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第172号)	53
秋田市議会定例会の招集について	総務課(第173号)	54
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第174号)	55
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第175号)	56
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課(第176号)	57
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課(第177号)	58
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第178号)	59
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第179号)	60

農委告示

農業委員会総会の招集について

農業委員会事務局（第5号）

62

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の更新について

上下水道局給排水課（第12号）

63

公告

建築基準法による意見の聴取について

建築指導課

64

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について

商工貿易振興課

65

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について

商工貿易振興課

67

農用地利用集積等促進計画の認可について

農業農村振興課

69

予防接種法に基づき実施するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症および带状疱疹の定期接種について

健康管理課

70

選管公告

令和6年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について

選挙管理委員会事務局

85

上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について

上下水道局下水道整備課

93

受益者分担金の賦課対象区域について

上下水道局下水道整備課

94

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第33号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年12月」を「令和7年12月」に改める。

附則第6項中「令和7年4月30日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第34号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 3 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 6 年 12 月」を「令和 7 年 12 月」に改める。

附則第 5 項中「令和 7 年 4 月 30 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例附則第 5 項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第26号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第9号）の施行期日は、令和7年10月25日とする。

秋田市立佐竹史料館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第27号

秋田市立佐竹史料館条例の施行期日を定める規則

秋田市立佐竹史料館条例（令和 7 年秋田市条例第 8 号）の施行期日は、
令和 7 年 10 月 25 日とする。

秋田市立佐竹史料館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第28号

秋田市立佐竹史料館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市立佐竹史料館条例（令和 7 年秋田市条例第 8 号。以下「条例」という。）第14条第 5 項および第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 秋田市立佐竹史料館（以下「史料館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 史料館の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(観覧券の交付)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により観覧料を納付した者には、観覧券を交付するものとする。

(使用許可申請)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、秋田市立佐竹史料館使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、使用しようとする最初の日の14日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、こ

の限りでない。

(使用許可書)

第6条 市長は、許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
相当と認めるときは、秋田市立佐竹史料館使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止等の届出)

第7条 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(観覧料等の減免申請)

第8条 条例第7条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館観覧料減免申請書を、同条の規定により使用料の減免を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(観覧料等の還付申請)

第9条 条例第8条ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館観覧料還付申請書を、同条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(入館者および使用者の遵守事項)

第10条 入館者および史料館を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずる物の持込みをしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は歴史資料等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食をしないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 歴史資料等を無断で撮影し、模写し、又は模造しないこと。
- (7) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(専用使用者の遵守事項)

第11条 専用使用者は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに届け出ること。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(職員の立入り等)

第12条 市長は、管理上必要があると認めるときは、専用使用者が使用する施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、専用使用者は、これを拒むことができない。

(寄贈および寄託)

第13条 史料館は、歴史資料等の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた歴史資料等は、史料館が所有する歴史資料等と同様の取扱いをするものとする。

3 史料館は、寄託を受けた歴史資料等が災害その他避けることのできない事情により受けた損害に対して、その責任を負わないものとする。

(会長および副会長)

第14条 条例第14条第1項に規定する秋田市立佐竹史料館協議会（以下「協議会」という。）に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長を選挙する協議会は、市長がこれを招集する。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、史料館の年間事業計画および歴史資料等の収集等に関し意見を述べることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月25日から施行する。
(佐竹史料館等管理規則の一部改正)
- 2 佐竹史料館等管理規則（平成28年秋田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久保田城御隅櫓等管理規則

第1条中「佐竹史料館、」を削り、「佐竹史料館等」を「御隅櫓等」に改める。

第2条中「佐竹史料館等」を「御隅櫓等」に改め、同条の表佐竹史料館の項を削る。

第3条から第5条までの規定中「佐竹史料館等」を「御隅櫓等」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第29号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第10号）の施行期日は、令和7年10月25日とする。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第30号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条の 6 の見出し中「の認可」を「又は乳児等通園支援事業の認可」に改め、同条中「申請は、」を「申請は」に、「を市長」を「を、同項の規定による乳児等通園支援事業の認可の申請は乳児等通園支援事業認可申請書を市長」に改める。

第10条の 7 の見出し中「の変更」を「又は乳児等通園支援事業の変更」に改め、同条中「届出は、」を「届出は」に、「を市長」を「を、同条第 3 項および第 4 項の規定による乳児等通園支援事業の変更の届出は乳児等通園支援事業変更届を市長」に改める。

第10条の 8 の見出し中「の廃止」を「又は乳児等通園支援事業の廃止」に改め、同条中「申請は、」を「申請は」に、「を市長」を「を、同項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認の申請は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書を市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第31号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中第46号を第52号とし、第2号から第45号までを6号ずつ繰り下げ、第1号を第7号とし、同号の前に次のように加える。

(1)	施行規則第1条の4の2	妊婦給付認定申請書
(2)	施行規則第1条の4の3	胎児の数の届出書
(3)	施行規則第1条の4の5	妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書
(4)		妊婦給付認定申請却下通知書
(5)		妊婦給付認定取消通知書
(6)		妊婦支援給付金支払通知書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第32号

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「第 5 条 第 23 項」 を 「第 5 条 第 24 項」 に 改 め る。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第33号

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第 2 条 法第 7 条第 1 項および第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 1 号）とする。

2 法第24条第 2 項又は第43条第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 2 号）とする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請の手続)

第 3 条 法第12条第 1 項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第 7 条第 1 項第 1 号の表又は第 2 項第 1 号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域および規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第 4 条 省令第 7 条第 1 項第12号および第 2 項第10号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事主が個人の場合は、直前 3 年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類

- (2) 工事主が法人の場合は、直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (3) 工事主が法人の場合は、事業経歴書
- (4) 工事主が法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（これらの者が法人である場合は、その登記事項証明書）および当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を確認することができる書類
- (5) 工事主が次に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（カにおいて「暴力団員等」という。）
- オ 法人でその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
- カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(6) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書および工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第5条 法第12条第1項の許可を受けた者（法第15条第1項又は第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者を含む。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる工事については、秋田市宅地開発に関する規則（平成14年秋田市規則第34号）第11条の届出書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(宅地造成等に関する工事の許可の特例の協議の手続)

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、省令第7条第1項各号（第7号から第9号までおよび第12号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、省令第7条第2項各号（第5号から第7号までおよび第10号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定による協議が成立したときは、その旨を第1項又は前項の申出書の副本に記載したものにより当該協議を行った者に通知するものとする。

4 第3条の規定は、第1項又は第2項の規定による協議に係る工事について準用する。

(宅地造成等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請書の添付書類)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項

の許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の計画の変更に係る許可の特例の協議の手続)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により市長との変更の協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

(2) 前号の書類に係る変更前および変更後の内容を明示した書類

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により市長との変更の協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第6条第2項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

(2) 前号の書類に係る変更前および変更後の内容を明示した書類

- 3 第6条第3項の規定は、第1項又は前項の規定による変更の協議について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項又は前項」とあるのは、「第8条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(宅地造成等に関する工事の中止等の届出)

第9条 法第12条第1項の許可を受けた者（法第15条第1項又は第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者を含む。）は、当該許可に係る工事を中止し、もしくは中止した工事を再開

し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了の検査の手続)

第10条 法第17条第1項の規定による検査の申請および同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項の許可に係る工事（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる工事を含む。）の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第11条 法第18条第1項の規定による検査の申請および同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る工事（法第15条第1項又は第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる工事を含む。）の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事等の変更の届出)

第12条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、届出書に、当該届出に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事等の中止等の届出)

第13条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を中止し、もしくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事等の完了の届出)

第14条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の手続)

第15条 法第30条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係

る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項第1号又は第2項第1号の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域および規模を明示しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第16条 省令第63条第1項第2号および第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第4条第1号から第6号までに掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出)

第17条 法第27条第1項の規定による届出をした者又は法第30条第1項の許可を受けた者（法第34条第1項又は第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者を含む。）は、当該届出又は当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる工事について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項」とあるのは、「第17条第1項」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の特例の協議の手續)

第18条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、省令第7条第1項各号（第7号から第9号までおよび第12号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、省令第7条第2項各号（第5号から第7号までおよび第10号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定による協議が成立したときは、その旨を第1項又は前項の申出書の副本に記載したものにより当該協議を行った者に通知するものとする。

4 第15条の規定は、第1項又は第2項の規定による協議に係る工事について準用する。この場合において、同条中「省令第63条第1項第1号又は第2項第1号の規定により添付しなければならない図面」とあるのは、「省令第7条第1項第1号の表又は第2項第1号の表に掲げる図面」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の申請書の添付書類)

第19条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の特例の協議の手続)

第20条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により市長との変更の協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第18条第1項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

(2) 前号の書類に係る変更前および変更後の内容を明示した書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により市長との変更の協議を行おうとする者は、申出書の正本および副本に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第18条第2項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

(2) 前号の書類に係る変更前および変更後の内容を明示した書類

3 第18条第3項の規定は、第1項又は前項の規定による変更の協議について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項又は前項」とあるのは、「第20条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等の届出)

第21条 法第30条第1項の許可を受けた者（法第34条第1項又は第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者を含む。）は、当該許可に係る工事を中止し、もしくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の完了の検査の手続)

第22条 法第36条第1項の規定による検査の申請および同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第30条第1項の許可に係る工事（法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる工事を含む。）の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第23条 法第37条第1項の規定による検査の申請および同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項の許可に係る工事（法第34条第1項又は第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる工事を含む。）の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事等の変更の届出等)

第24条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該工事の計画に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、

市長に提出しなければならない。

- 3 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、届出書に、当該届出に係る変更前および変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事等の中止等の届出)

第25条 法第27条第1項又は第40条第1項もしくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を中止し、もしくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事等の完了の届出)

第26条 法第27条第1項又は第40条第1項もしくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出)

第27条 次の表の左欄に掲げる法およびこの規則の規定に基づく届出書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	第5条第1項および第17条第1項	宅地造成等に関する工事の着手届出書
(2)	第6条第1項および第18条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
(3)	第6条第2項および第18条第2項	土石の堆積に関する工事の協議申出書
(4)	第8条第1項および第20条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更協議申出書
(5)	第8条第2項および第20条第2項	土石の堆積に関する工事の計画の変更協議申出書
(6)	法第16条第2項および法第35条第2項	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

(7)	第9条、第13条、第21条および第25条	宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書
(8)	法第19条第1項および法第38条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
(9)		土石の堆積に関する工事の定期報告書
(10)	第12条および第24条第3項	宅地造成等に関する届出工事等の変更届出書
(11)	第14条および第26条	宅地造成等に関する届出工事等の完了届出書

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号（第2条関係）

（表面）

	← 9センチメートル →	
	第 号	
	身 分 証 明 書	
ハ	所 属	
ト	職 名	
リ	氏 名	
メ	生年月日	年 月 日
ホ	上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	
ハ	第24条第1項又は第43条第1項の規定による検査を行うため、他人の占有	
レ	する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。	
六		年 月 日交付
	秋田市長	印

（裏面）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）
（証明書等の携帯）
第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 （略）
3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（立入検査）
第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（立入検査）
第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（注） 第24条第1項および第43条第1項の都道府県知事は、中核市にあっては、中核市の市長となります。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

工事検査室 室長 参事 副参事
まちづくり戦略室 室長 参事 副参事

	を	「 工事検査室 室長 参事 まちづくり戦略室 室長 副参事 」
--	---	--

に、	「 秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事 」	を	「 秋田市民交 プラザ管 」
----	---------------------------------------	---	-------------------------

流プラザ管理室 理室長 参事 副参事	に、	「 秋田城跡歴史資料館 事務長 副参事 千秋美術館 副館長 事務長 副参事 赤れんが郷土館 」
-----------------------	----	---

」

事務長 副参事
民俗芸能伝承館
事務長 副参事

を

秋田城跡歴史資料館 事務長 参事 副参事
千秋美術館 事務長 副参事
赤れんが郷土館 事務長
民俗芸能伝承館 事務長

に、

市民サービスセンター 協働・分権統括監 所長 副所長 担当 課長 副参事
市民相談センター 所長 所長補佐

を

市民サービスセンター 協働・分権統括 課長 参事
市民相談センター 所長 参事

ンター 括監 所長 副所長 担当 副参事
一 所長補佐

に、

保健所 所長 次長 副理事 課長 担 参事 課長補佐 副参事

当課長

を

保健所 所長 理事 次長 副理事 課長 担当課 長 参事 課長補佐 副参事

に、

保育所

保育所

河辺保育所長 を 寺内保育所長

に、

公設地方卸売市場 市場長 卸売市場再整備担当部 副参事
園芸振興センター 所長
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 副参事

長 室長

を

ごみ処理施設建設準備室 室長 参事 副参事
公設地方卸売市場 市場長 卸売市場再整備担当部長 室長 参事 副参事
園芸振興センター 所長 副参事
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 参事 副参事

に改

務所

め、同表教育委員会の項教育機関の項中

教育研究所 所長 副所長 副参事

を

教育研究所 所長 参事 副所長 副参事

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月8日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市岡村町内会
- 2 認可年月日
平成7年12月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 廣 重
秋田市河辺和田字岡村177番地12
変更後 豊 島 義 久
秋田市河辺和田字岡村111番地2
- 4 変更年月日
令和7年3月23日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月8日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
土崎港壹騎町二区町内会
- 2 認可年月日
平成23年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 銭 谷 裕 一
秋田市土崎港中央六丁目14番18号
変更後 海老名 勝 宏
秋田市土崎港中央六丁目13番26号
- 4 変更年月日
令和7年4月19日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年5月9日

秋田市長 沼谷 純

課所室名	委任事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金、介護予防・生活支援事業費返還金および第1号保険者延滞金に関する事務

秋田市告示第156号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第157号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づく、秋田県知事の令和7年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和7年5月12日

秋田市長 沼谷 純

- 1 国土調査として事業計画が決定された年月日
令和7年4月25日
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第158号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月12日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和6年度第8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年5月13日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
96	安保薬局	秋田市中通六丁目13番22号	有限会社安保薬局 代表取締役 安 保 和 芳	令和7年 4月30日

秋田市告示第160号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年5月13日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年4月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年5月13日から同年11月13日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年5月15日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八 幡 政 浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ツルハドラッグ 秋田泉北店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和7年5月15日

秋田市告示第162号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月15日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第163号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月15日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第164号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月16日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
後期高齢者医療保険料納入通知書（令和6年度相当分）
後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書（令和6年度相当分）

秋田市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年5月20日

秋田市長 沼谷 純

課所室名	委任事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務
秋田市民交流プラザ管理室	入札保証金および契約保証金の収納に関する事務

秋田市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月20日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊 藤 光 博
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
セブンイレブン DR秋田駅前ロイネット店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年5月13日
- 3 期間
令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊四季苑町内会
- 2 認可年月日
平成9年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 高 橋 満
秋田市飯島西袋二丁目2番36号
変更後 三 瓶 晃 司
秋田市飯島西袋二丁目16番18号
- 4 変更年月日
令和7年4月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田東町町内会
- 2 認可年月日
平成22年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 池 田 清
秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番8号
変更後 山 内 史 朗
秋田市仁井田福島一丁目3番18号
- 4 変更年月日
令和7年4月13日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
牛島西四丁目町内会
- 2 認可年月日
平成8年2月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 高 橋 重 道
秋田市牛島西四丁目24番10号
変更後 丸 山 琢 磨
秋田市牛島西四丁目24番12号
- 4 変更年月日
令和7年4月6日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第170号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項
および第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域および特定盛
土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年5月21日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 土地の区域
別図（省略）のとおり
- 2 指定年月日
令和7年5月26日

秋田市告示第171号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年5月23日

秋田市長 沼谷 純

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
讓原光伯	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和7年5月1日 県外勤務のため

秋田市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
肝煎町南部町内会
- 2 認可年月日
平成14年12月16日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 吉田 正弘
秋田市川尻上野町7番3号
変更後 鎗目 昭吉
秋田市川尻上野町6番21号
- 4 変更年月日
令和7年4月6日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第173号

令和7年6月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和7年5月28日

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月28日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
新屋下表町町内会
- 2 認可年月日
平成29年3月24日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 赤 沼 侃
秋田市新屋元町14番3号
変更後 今 野 正 人
秋田市新屋元町21番15号
- 4 変更年月日
令和7年4月26日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月28日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
新屋南新町町内会
- 2 認可年月日
令和2年3月17日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 君 川 誠 一
秋田市新屋元町15番27号
変更後 渡 辺 覚
秋田市新屋栗田町26番2号
- 4 変更年月日
令和7年4月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	令和6年7月1日
ごてんまり青い鳥訪問看護ステーション	秋田市仁井田新田二丁目2番23号 フェリーチェにいだ102	令和7年1月1日
マリーン マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号 マグ ナスビル1階	令和7年3月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
すずの木歯科クリニック	令和7年4月1日

秋田市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和7年4月1日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和7年4月15日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ショートステイやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和7年3月31日

3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 合同会社ハレルヤ介護プラン	秋田市外旭川字山崎380番地2	令和7年3月15日
新 ハレルヤ介護プラン		

秋田市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
212	佐野薬局 赤沼店	秋田市広面字近藤堰添48番 地1	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	令和7年 6月1日

秋田市告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	指定年月日
284	佐野薬局赤沼店	秋田市広面字近藤 堰越31番地4	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	令和7年 6月1日

秋田市教委告示第9号

令和7年5月26日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年5月21日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

秋田市農委告示第5号

令和7年5月21日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年5月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
株式会社 T J K	高 橋 実	秋田市中通三丁目 2 番38号 805	令和12年5月7日

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和7年5月7日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

- 1 意見聴取の日時 令和7年5月22日（木）午後2時
- 2 意見聴取の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 正庁
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第9項ただし書の規定により、近隣商業地域内において、原則、建築してはならない建築物への用途変更および増築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 原動機を使用する工場
(事務所から用途変更するもの)
 - (2) 建築物の位置 秋田市山王三丁目99および100
 - (3) 構造および規模 鉄筋コンクリート造 3階建て
 - (4) 敷地面積 963.50m^2
 - (5) 延べ面積 $1,204.76\text{m}^2$
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市中通一丁目3番5号
株式会社秋田キャッスルホテル 代表取締役社長 岸本洋喜

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年5月22日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田手形複合商業施設

所在地 秋田県秋田市手形字山崎92番地5外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称および所在地

変更前

（仮称）秋田手形複合商業施設

変更後

秋田手形複合商業施設

(4) 変更年月日

令和6年5月1日

(5) 変更理由

店舗開店による大規模小売店舗名称確定のため

2 届出年月日

令和7年4月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年5月22日から同年9月22日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年5月22日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住
所

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田手形複合商業施設

所在地 秋田県秋田市手形字山崎92番地5外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
変更前

小売業者	開店時間	閉店時間
株式会社ツルハ	午前7時	午前0時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

変更後

小売業者	開店時間	閉店時間
株式会社ツルハ	24時間	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

(4) 変更年月日

令和7年5月1日

(5) 変更理由

来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和7年4月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年5月22日から同年9月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年5月26日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症および帯状疱疹の定期接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 H i b 感染症 第1期	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰 白髄炎、破傷風およびH i b 感染 症について同時に行う第1期の予 防接種は、沈降精製百日せきジフ テリア破傷風不活化ポリオヘモフ ィルスb型混合ワクチン（五種混 合ワクチン）を使用し、初回接種 については20日以上の間隔をおい て3回、追加接種については初回 接種終了後6月以上の間隔をおい て1回、それぞれ皮下接種又は筋 肉内注射により行うものとし、接 種量は毎回0.5ミリリットルとす る。

		<p>(2) ジフテリア、百日せき、破傷風および急性灰白髄炎について同時に行う第1期の予防接種は、五種混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（四種混合ワクチン）を使用し、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。</p> <p>(3) Hib感染症の予防接種は(1)と同じ接種方法および回数とする。</p>
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

日本脳炎 第1期	生後6月から生後90 月に至るまでの間に ある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン を、初回接種については6日以上 の間隔をおいて2回接種し、追加接種 については2回目の接種終了後6月 以上の間隔をおいて1回皮下に注射 する。接種量は毎回0.5ミリリット ルとする（3歳未満の者にあつて は、接種量を0.25ミリリットルとす る。）。
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の 者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを 1回皮下に注射するものとし、接種 量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間 にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを 上腕外側の中央部に滴下し、管針法 により1回行うものとし、2箇所接種 とする。
小児の肺炎球 菌感染症	生後2月から生後60 月に至るまでの間に ある者	(1) 生後2月から生後7月 に至るまでに接種開始する場合（標準的 接種方法） ア 初回接種は、標準的には生後 12月までに27日以上の間隔で3 回接種。ただし、初回2回目、 3回目の接種は生後24月 に至るまでに行うこととし、 それを超えた場合は行わないこと。 また、初回2回目の接種は生後12 月 に至るまでに行うこととし、 超えた場合は初回3回目の接種 は行わないこと（追加接種は実 施可能）。

イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。

ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。

(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合

ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1回接種すること。

ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。

(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合

60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。

(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始す

		<p>る場合</p> <p>1回までの接種とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下接種又は筋肉内注射により行う。</p>
ヒトパピローマウイルス感染症	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p> <p>【キャッチアップ接種（経過措置）】</p> <p>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に少なくとも1回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けた、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリッ</p>

		<p>トルとし、筋肉内注射する。</p> <p>(3) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内注射する。</p> <p>ア 標準的な接種方法として、6月の間隔をおいて2回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。</p> <p>イ 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。</p>
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目

		は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、摂取量は、毎回0.25ミリリットルとする。
ロタウイルス感染症	(1) 1価 出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 (2) 5価 出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は毎回1.5ミリリットルとするか、又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口投与するものとし、接種量は毎回2ミリリットルとする。
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをおよぼす者およびヒト免疫不全	インフルエンザHAワクチンを毎年度1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

	ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者（身体障害者手帳1級相当の者）	
高齢者の肺炎球菌感染症	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者（身体障害者手帳1級相当の者）	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回、筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
新型コロナウイルス感染症	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活	(1) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器

活活動が極度に制限される程度の障がい
を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい
を有する者（身体障害者手帳1級相当の者）

等法」という。)第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法

(2) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

(3) 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

(4) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和5年8月2日に医薬品医療機器等

		<p>法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法</p> <p>(5) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和5年11月28日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法</p>
<p>帯状疱疹</p>	<p>(1) 65歳の者</p> <p>(2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者(身体障害者手帳1級相当の者)</p>	<p>(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法</p> <p>(2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法(医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法)</p>

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日

イ 新型コロナウイルス感染症

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日各受託医療機関が定める実施日

ウ ア、イ以外の予防接種

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所

別表（省略）のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者

(6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（そ

の治療が完了した者を除く。)又は重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、既に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者

(10) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(8) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

5 各予防接種における個別の留意事項

(1) 日本脳炎

ア 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。)附則第2条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であつて、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者(生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者)とする。

(ア) 実施規則附則第2条第1項関係

残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。
第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第2条第1項関係

残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第2条第2項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。

イ 実施規則附則第3条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者であって、20歳未満にある者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期又は第2期の接種が行われていない可能性がある者）とする。

(ア) 実施規則附則第3条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合（第1期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、

9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第3条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) ロタウイルス感染症

- ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。
- イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。
- ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

(5) 帯状疱疹

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加え、接種の対象者とする。

6 予防接種料金

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎およびロタウイルス感染症の各定期の予防接種

無料

- (2) インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症および帯状疱疹の各定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料を上限とした額を差し引いた額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

秋市選管公告

令和6年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和7年5月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	令和6年4月19日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 杉田 義文
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目7番1号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9投票区の選挙人名簿登載者

2

閲覧の年月日	令和6年4月22日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

3

閲覧の年月日	令和6年4月23日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田市秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

4

閲覧の年月日	令和6年4月25日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

5

閲覧の年月日	令和6年5月2日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登載者

6

閲覧の年月日	令和6年5月9日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74、83投票区の選挙人名簿登載者

7

閲覧の年月日	令和6年5月13日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74、83投票区の選挙人名簿登載者

8

閲覧の年月日	令和6年5月23日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74、83投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

9

閲覧の年月日	令和6年5月31日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74、83投票区の選挙人名簿登載者

10

閲覧の年月日	令和6年6月6日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13、17、27、74、83投票区の選挙人名簿登載者

11

閲覧の年月日	令和6年6月13日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13、17、27、74、83投票区の選挙人名簿登載者

12

閲覧の年月日	令和6年7月16日
申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

13

閲覧の年月日	令和6年8月7日
申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第76投票区の選挙人名簿登載者

14

閲覧の年月日	令和6年8月16日
申出者の氏名	株式会社東京商工リサーチ秋田支店 支店長 森 誠
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王二丁目1番60号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

15

閲覧の年月日	令和6年8月26日
申出者の氏名	株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング 代表取締役社長 石川 聡
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目2番1号
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

16

閲覧の年月日	令和6年8月28日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座五丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第54、55、56、59投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

17

閲覧の年月日	令和6年9月5日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋一丁目7番1号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第7、31、34、64、85、101投票区の選挙人名簿登載者

18

閲覧の年月日	令和6年9月6日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 杉田 義文
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目7番1号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第87投票区の選挙人名簿登載者

19

閲覧の年月日	令和6年10月1日
申出者の氏名	立憲民主党秋田県第1区総支部 代表 寺田 学
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市御野場一丁目1番9号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第17、37、38、39、40、76投票区の選挙人名簿登載者

20

閲覧の年月日	令和6年10月4日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

21

閲覧の年月日	令和6年10月7日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

22

閲覧の年月日	令和6年10月8日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

23

閲覧の年月日	令和6年10月10日
申出者の氏名	立憲民主党秋田県第1区総支部 代表 寺田 学
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市御野場一丁目1番9号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、38、39、40、76、77、86投票区の選挙人名簿登載者

24

閲覧の年月日	令和6年10月11日
申出者の氏名	立憲民主党秋田県第1区総支部 代表 寺田 学
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市御野場一丁目1番9号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、38、39、40、76、77、86投票区の選挙人名簿登載者

令和6年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

25

閲覧の年月日	令和6年11月15日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社世論調査部 世論調査部長 金子 桂一
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地五丁目3番2号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第81、82投票区の選挙人名簿登載者

26

閲覧の年月日	令和7年1月14日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通五丁目1番19号
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、11、12投票区の選挙人名簿登載者

27

閲覧の年月日	令和7年2月5日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座五丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第39投票区の選挙人名簿登載者

28

閲覧の年月日	令和7年2月10日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座五丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第16、18投票区の選挙人名簿登載者

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

手形字十七流、桜三丁目、新藤田字大所、将軍野堰越、茨島六丁目、横森二丁目および新屋豊町地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

太平山谷字中山谷地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）